

8-14

業務参考資料第78号

特殊教育施設及び児童福祉施設関係事業場
訪問調査結果の概要

(昭和45年度第3・四半期実施)

労働省婦人少年局婦人労働課

年少労働課

資料 No.

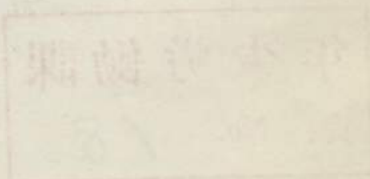
18

關於我國經濟建設的若干問題

李富春

（一九五五年四月一日在最高國務院會議上發言）

中國人民日報社論部



特殊教育施設及び児童福祉施設関係事業場訪問調査結果

目 次

I 特殊教育施設

1. 調査事業場数	1
2. 寮 母	2
(1) 通勤・住込別及び配偶関係	2
(2) 年 令 別	2
(3) 寮母1人当り舎生数	3
3. 寮母の労働条件	3
(1) 所定労働時間	3
(2) 勤務体制	4
(3) 宿日直許可の有無	4
(4) 時間外労働	5
(5) 休日労働	5
(6) 夜勤従事者の割合	6
(7) 宿直勤務	6
(イ) 宿直回数	6
(ロ) 宿直明けの取扱い	7
(ハ) 宿直手当	7
(8) 寮母の賃金	8
4. 調査員所見の抜すい	8

II 児童福祉施設

1. 調査事業場数	1 0
2. 保 母	1 1
(1) 通勤・住込別及び配偶関係	1 1
(2) 年 令 別	1 2
3. 保母の労働条件	1 3

(1) 所定労働時間	1 3
(2) 勤務体制	1 3
(3) 就業規則	1 4
(4) 宿日直許可の有無	1 4
(5) 時間外労働	1 5
(6) 休日労働	1 7
(7) 夜勤従事者の割合	1 9
(8) 宿直勤務	1 9
(イ) 宿直回数	1 9
(ロ) 宿直明けの取扱い	2 1
(ハ) 宿直手当	2 1
(9) 保母の賃金	2 2
4. 調査員所見の抜すい	2 3

I 特殊教育施設

1. 調査事業場数

第3・四半期に事業場訪問調査を実施した291事業場中、特殊教育施設（特殊教育諸学校の寄宿舎）は72事業場であり、それらの施設を施設別・公私立別にみると次表のとおりである。

第1表 施設別・公私立別事業場数及び寮母数

施設別	公 立		私 立		計	
	事業場数	寮母数	事業場数	寮母数	事業場数	寮母数
盲・聾学校	49	700	2	18	51	718
養護学校	19	277	2	86	21	363
{ 精 薄 児	1	23	1	38	2	61
{ 肢体不自由児	17	230	1	48	18	278
{ 病・虚弱児	1	24			1	24
計	68	977	4	104	72	1,081

これらの施設を収容人員（舎生数）別に事業場数及びその構成比をみると次表のとおりである。

第2表 収容人員別事業場数及び構成比

施設別	収 容 人 員					計
	30人以下	31人～50人	51人～100人	101人以上	不 明	
盲・聾学校	10(20)	12(24)	18(35)	11(22)		51(100)
養護学校	2(10)	3(14)	8(38)	7(33)	1(5)	21(100)
{ 精 薄 児				2(100)		2(100)
{ 肢体不自由児	2(11)	3(17)	8(44)	4(22)	1(6)	18(100)
{ 病・虚弱児				1(100)		1(100)
計	12(17)	15(21)	26(36)	18(25)	1(1)	72(100)

注) ()内は構成比

2. 寮 母

(1) 通勤・住込別及び配偶関係

特殊教育施設に勤務する寮母1,081名について通勤・住込別及び配偶関係についてみると次のとおりであり、私立の施設においては公立施設に比べて住込・未婚者の占める割合が高くなっている。

第3表 通勤・住込別及び配偶関係別寮母数及び構成比

施設及び 設置主体別	区 分		配 偶 関 係 別			計
	通 勤	住 込	未 婚	有 夫	死・離別	
盲・聾学校	657(92)	61(8)	334(47)	224(31)	160(22)	718(100)
養護学校	298(82)	65(18)	228(63)	83(23)	52(14)	363(100)
精薄児	45(74)	16(26)	46(75)	13(21)	2(3)	61(100)
肢体不自由児	229(82)	49(18)	171(62)	62(22)	45(16)	278(100)
病・虚弱児	24(100)		11(46)	8(33)	5(21)	24(100)
計	955(88)	126(12)	562(52)	307(28)	212(20)	1,081(100)
公 立	901(92)	76(8)	482(49)	288(29)	207(21)	977(100)
私 立	54(52)	50(48)	80(77)	19(18)	5(5)	104(100)

注 ()内は構成比

(2) 年 令 別

寮母の年令構成を公私立別にみると次のとおりである。

第4表 年令構成別寮母数及び構成比

年令別 設置主体別	20才以下	21才 ～25才	26才 ～30才	31才 ～40才	41才 ～50才	51才 ～60才	61才以上	計
公 立	22(2)	299(31)	147(15)	222(23)	205(21)	79(8)	3(0)	977(100)
私 立	29(28)	33(32)	7(7)	13(13)	10(10)	11(11)	1(1)	104(100)
計	51(5)	332(31)	154(14)	235(22)	215(20)	90(8)	4(0)	1,081(100)

注 ()内は構成比

(3) 寮母 1 人当りの舎生数

施設ごとに寄宿している生徒（舎生）を寮母数で除した寮母 1 人当りの舎生数をみると次のとおりである。

第 5 表 施設ごとにみた寮母 1 人当りの舎生数及び構成比

区 分	舎生数	5人以下	6 人	7～9人	10～14人	15人以上	計
盲・聾学校		31(61)	12(24)	6(12)	2(4)		51(100)
養護学校		9(43)	6(29)	2(10)	1(5)	3(14)	21(100)
(肢体不自由児学校)		8(44)	5(28)	1(6)	1(6)	3(17)	18(100)
公立		37(54)	18(26)	7(10)	3(4)	3(4)	68(100)
私立		3(75)		1(25)			4(100)
計		40(56)	18(25)	8(11)	3(4)	3(4)	72(100)

注 ()内は構成比

なお、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」によれば、寮母の数は寄宿舍を置く特殊教育諸学校ごとに、昭和 48 年 3 月までに肢体不自由児については舎生 4 人につき 1 人、その他の児童については 5 人につき 1 人とする旨定めている。

公立養護学校に寮母 1 人当たり 15 人以上を受持っている施設があるが、これらはいずれも看護婦が配置されていて寮母と協力して舎生の世話をしている施設である。

3. 寮母の労働条件

(1) 所定労働時間

寮母の 1 週の所定労働時間をみると次表のとおりである。

第6表 週間所定労働時間別事業場数及び構成比

区分	所定労働時間 44時間 未 満	44時間 ～48時間 未 満	48時間 ～54時間 未 満	54時間 以 上	不 明	計
盲・聾学校	10(20)	30(59)	5(10)	1(2)	5(10)	51(100)
養護学校	1(5)	16(76)	3(14)		1(5)	21(100)
公 立	11(16)	45(66)	7(10)		5(7)	68(100)
私 立		1(25)	1(25)	1(25)	1(25)	4(100)
計	11(15)	46(64)	8(11)	1(1)	6(8)	72(100)

注 ()内は構成比

(2) 勤務体制

寮母の勤務体制は変型労働時間を採用しているもの、舎生と起居を共にしているものなど分類が困難なものが多いが、夜勤の有無及び夜勤時の勤務形態は次のとおりである。

なお、この調査では昼間の勤務に引き続き夜間も勤務し、夜間は仮眠または就眠出来るいわゆる断続的勤務を宿直制とした。調査事業場における寮母の勤務体制は次のとおりである。

第7表 勤務体制別事業場数及び構成比

区分	勤務体制		日勤のみ	計
	夜 勤 交 替 制	あ り 宿 直 制		
盲・聾学校	10(20)	41(80)		51(100)
養護学校		19(90)	2(10)	21(100)
計	10(14)	60(83)	2(3)	72(100)

注 ()内は構成比

(3) 宿日直許可の有無

調査事業場のうち宿直制を採用しているとみられる60事業場について労基法第41条(施行規則第23条)にもとづく所轄労働基準監督署長の許可の有無についてみると次のとおりである。

第8表 宿日直許可の有無別事業場数及び構成比

区 分 \ 宿日直許可	有	無	計
盲 ・ 聾 学 校	24 (59)	17 (41)	41 (100)
養 護 学 校	12 (63)	7 (37)	19 (100)
計	36 (60)	24 (40)	60 (100)

注 ()内は構成比

(4) 時間外労働

事業場ごとに寮母の所定労働時間をこえる時間外労働の有無及び平均並びに最高時間外労働時間をみると次表のとおりである。

なお、平均時間外労働時間とは、時間外労働を行なわせている事業場における寮母1人当りの月間平均時間外労働時間であり、最高時間外労働時間は事業場において月間で最も時間外労働の多い寮母の時間外労働時間について調査したものである。

第9表 時間外労働の有無別及び時間外労働時間別事業場数及び構成比

時間外労働 区 分	無	有	平均時間外労働時間				最高時間外労働時間			計
			5時間 以 内	6～ 10 時間	11～ 25 時間	26～ 50 時間	10 時間 以内	11～ 25 時間	26～ 50 時間	
盲・聾学校	38(75)	13(25)	5(10)	2(4)	4(8)	2(4)	8(16)	3(6)	2(4)	51(100)
養護学校	18(86)	3(14)	1(5)	1(5)	1(5)		1(5)	2(10)		21(100)
計	56(78)	16(22)	6(8)	3(4)	5(7)	2(3)	9(13)	5(7)	2(3)	72(100)

注 ()内は構成比

(5) 休日労働

事業場ごとに寮母の休日労働の有無、平均及び最高休日労働日数をみると次表のとおりである。

第10表 休日労働の有無別及び休日労働日数別事業場数及び構成比

休日労働 区分	無	有	平均休日労働日数				最高休日労働日数				計
			1日	2日	3日	4日以上	1日	2日	3日	4日以上	
盲・聾学校	45(98)	6(12)	2(4)	3(6)		1(2)	2(4)	2(4)	1(2)	1(2)	51(100)
養護学校	19(90)	2(10)	2(11)				1(5)	1(5)			21(100)
計	64(89)	8(11)	4(6)	3(4)		1(1)	3(4)	3(4)	1(1)	1(1)	72(100)

注 ()内は構成比

(6) 夜勤従事者の割合

寮母のうち宿直勤務をも含め夜勤に従事する者の割合を事業場単位でみると次表のとおりである。

第11表 寮母のうち夜勤に従事する者の占める割合別事業場数及び構成比

区分	割合	夜勤なし	1～19%	20～39%	40～59%	60～79%	80～99%	100%	計
盲・聾学校				2(4)			10(20)	39(76)	51(100)
養護学校	2(10)			1(5)			5(24)	13(62)	21(100)
計	2(3)			3(4)			15(21)	52(72)	72(100)

注 ()内は構成比

夜勤なしの事業場は看護婦が夜勤に従事しており、寮母は夜勤を免除されている事業場である。

(7) 宿直勤務

(1) 宿直回数

宿直制勤務を採用しているとみられる60事業場について事業場単位で寮母の月間平均宿直回数及び宿直回数の最も多い者の宿直回数をみると次表のとおりである。

第12表 月間宿直回数別事業場数及び構成比

宿直回数 区 分	平 均 宿 直 回 数				最 高 宿 直 回 数					計
	4回 以下	5～ 8回	9～ 12回	13回 以上	4回 以下	5～ 8回	9～ 12回	13回 以上	不明	
盲・聾学校	3(7)	22(54)	13(32)	3(7)	1(2)	15(37)	19(46)	5(12)	1(2)	41(100)
養護学校	4(21)	9(47)	5(26)	1(5)	2(11)	10(52)	6(32)	1(5)		19(100)
計	7(12)	31(52)	18(30)	4(7)	3(5)	25(42)	25(42)	6(10)	1(2)	60(100)

注 ()内は構成比

(ロ) 宿直明けの取扱い

宿直勤務従事者に対し、翌日の勤務を免除しているか否かについて
事業場単位でみると次表のとおりである。

第13表 宿直明けの取扱い別事業場数及び構成比

区 分	勤務免除 な し	勤 務 免 除 あ り			計
		1 日	半 日	そ の 他	
盲・聾学校	21(51)	5(12)	7(17)	8(19)	41(100)
養護学校	8(42)	4(21)	6(32)	1(5)	19(100)
計	29(48)	9(15)	13(22)	9(15)	60(100)

注 ()内は構成比

なお、勤務免除のその他とは、翌日の勤務を1日又は半日以外の
範囲内で免除する場合、2日又は3日連続して宿直勤務して翌日勤
務が免除される場合等である。

(ハ) 宿直手当

宿直勤務者に支払われる宿直1回当りの手当についてみると次表
のとおりである。

第14表 宿直手当支給実態別事業場数及び構成比

区分	宿直手当			時間外 手当	不支給	計
	500円 未 満	500円～ 999円	1,000円 以 上			
盲・聾学校	1(2)	38(93)	1(2)	1(2)		41(100)
養護学校		15(79)		2(11)	2(11)	19(100)
計	1(2)	53(88)	1(2)	3(5)	2(3)	60(100)

注 ()内は構成比

(8) 寮母の賃金

寮母の学歴別、勤続年数別賃金支給額（諸手当込）を事業場単位でとらえ、平均額を計算した結果、次表のとおりである。

第15表 学歴別、勤続年数別賃金支給額 (単位：円)

学歴区分 公立私立別	初任給	勤続5年	勤続10年	初任給最高	初任給最低
高校卒	28,877	37,457	50,716	38,256	19,000
公 立	29,271(100)	37,974(100)	50,978(100)		
私 立	23,845(81)	31,263(82)	37,900(74)		
短大卒	32,751	43,166	53,702	46,254	21,800
公 立	33,096(100)	43,389(100)	54,750(100)		
私 立	27,145(82)	37,585(87)	41,500(76)		
大 卒	36,441	48,847	61,814	44,892	29,500
公 立	36,623(100)	49,245(100)	62,310(100)		
私 立	29,500(81)	38,100(77)	49,400(79)		

注 ()内は公立と私立の賃金格差

4. 調査員所見の抜すい

- 待遇は教職員待遇で8%の調整手当が支給されているため、超勤の予算もなく、時間内で消化出来ない各種会議、寮の速足等は、寮母の

奉仕に頼っているのが実情である。(養護学校)

- 宿直が月に10回もある勤務体制では、寮母自体の家庭に小さな子供のある場合、家庭との両立の面で非常に問題があると思う。しかし、生徒6人に寮母が1人という定員のわくが定められている上に宿直中の生徒の急病、その他事故の際などのため3人宿直の線は寮母自体が必要と主張し実施している。(盲学校)

- 宿直が3日に1回で婦人の勤務条件としてはかなりきついようだ。(聾学校)

- 所定労働時間が少し多い、宿直回数が多い、宿直手当が県職員の一般宿直と同額で少ない。時間外労働や休日労働はある程度慢性化しており、祝祭日は年間総数の約半分しか休めない、寮母の職務内容を今一步確立することが必要ではないだろうか。(聾学校)

- 保母等は別棟に住込んでいるが、寮の近くであるため、休日でも職場との区別がない。常に受持ちの子供の責任があり、子供の病気のときは昼夜を問わず看護に当たっている。寮長は寮生の母親なのだから当然のことをしているとの考え方でこの場合も命令を出していないからと手当の支給もしていない。県の方でも不時の場合の予算を計上していないので、支給したくとも予算がないとのことである。

労働条件等福祉の面で相当向上して来ている企業に於ても、求人難の今日、いまだ少し近代的な労務管理を行わなければ、要員確保は困難となるのではないか。(盲・聾学校)

- 腰痛症予防のため1.コルセットを着用、2.人手を多くし(ボランティアにより)1人で絶対1人の子を抱えない、3.ストレッチャー(担架)を併用する等配慮している。(養護学校)

II 児童福祉施設

1. 調査事業場数

第3・四半期に実施した事業場訪問調査実施事業場中、児童福祉施設は219事業場であった。

これらの施設を児童福祉法に定める施設別、公私立別にみると次表のとおりである。

第1表 施設別、公私立別事業場数及び寮母数

施設別	公私立別		私 立		計	
	事業場数	保母等の数	事業場数	保母等の数	事業場数	保母の数
乳 児 院	9	98	23	345	32	443
保 育 所			1	9	1	9
養 護 施 設	20	138	67	709	87	847
精 神 薄 弱 児 施 設	24	408	32	424	56	832
療 育 施 設	16	182	16	184	32	366
虚 弱 児 施 設	1	5	3	13	4	18
肢体不自由児施設	13	117	9	120	22	237
盲ろうあ児施設	2	50	4	51	6	101
重症心身障害児施設	2	19	7	135	9	154
教 護 院	4	21			4	21
計	75	856	146	1,806	221	2,662

特殊教育施設においては公立が多かったが、児童福祉施設においては私立の占める割合が高くなっている。

これらの施設のうち乳児院については、看護婦が配置されていて、保母は配置されていないこと、保育所及び教護院については設立目的、性格等がその余の施設と異なることから、いずれも以下の分析から除いた。

調査事業場について公私立別にその規模（児童の収容人員別）でみると次表のとおりである。

第2表 公私立別・収容人員別事業場数及び構成比

施設		収容人員	30人以下	31～50人	51～100人	101人以上	計
養護施設	公立		1(5)	11(55)	6(30)	2(10)	20(100)
	私立		4(6)	20(30)	32(48)	11(16)	67(100)
精神薄弱児施設	公立		2(8)	1(4)	14(58)	7(29)	24(100)
	私立		3(9)	9(28)	13(41)	7(22)	32(100)
療育施設	公立				7(44)	9(56)	16(100)
	私立		1(6)	4(25)	3(19)	8(50)	16(100)
重症心身障害児施設	公立				1(50)	1(50)	2(100)
	私立			3(43)	1(14)	3(43)	7(100)
計	公立		3(5)	12(19)	28(45)	19(31)	62(100)
	私立		8(7)	36(30)	49(40)	29(24)	122(100)

注 ()内は構成比

2. 保 母

(1) 通勤・住込別及び配偶関係

調査した児童福祉施設に勤務する保母について施設別に通勤・住込の別及び配偶関係についてみると次表のとおりであり、特殊教育施設と比べて住込の者が多く、有夫者が少なくなっている。

第3表 通勤住込別及び配偶関係別保母数及び構成比

施設及び 設置主体別	区 分		配 偶 関 係 別			計
	通 勤	住 込	未 婚	有 夫	死・離別	
養 護 施 設	283(33)	564(67)	653(77)	115(14)	79(9)	847(100)
精神薄弱児施設	※455(55)	※367(45)	596(72)	176(21)	60(7)	832(100)
療 育 施 設	236(66)	120(34)	251(71)	80(22)	25(7)	356(100)
重症心身障害児施設	55(36)	99(64)	124(81)	19(12)	11(7)	154(100)
公 立	506(69)	231(31)	504(68)	179(24)	54(7)	737(100)
私 立	※523(36)	※919(64)	1,120(77)	211(15)	121(8)	1,452(100)
計	※1,029(47)	※1,150(53)	1,624(74)	390(18)	175(8)	2,189(100)

注 ()内は構成比

※印は通勤住込別不明のため分類
不能の者10名が余かれている。

2. 年 令 別

保母の年令構成を施設別・公私立別にみると次表のとおりであり、
特殊教育施設に比べて若年層が多い。

第4表 年令構成別保母数及び構成比

施設及び 設置主体別	年令別								計
	20才 以下	21才 ～25才	26才 ～30才	31才 ～40才	41才 ～50才	51才 ～60才	61才 以上	不明	
養護施設	61(7)	364(43)	85(10)	142(17)	125(15)	59(7)	11(1)		847(100)
精神薄弱 児施設	61(7)	434(52)	97(12)	112(13)	67(8)	32(4)	6(1)	23(3)	832(100)
療育施設	30(8)	159(45)	65(18)	55(15)	29(8)	15(4)	3(1)		356(100)
重症心身 障害児施設	51(33)	56(36)	12(8)	11(7)	12(8)	10(6)	2(1)		154(100)
公 立	27(4)	358(49)	116(16)	123(17)	64(9)	25(3)	1(0)	23(3)	737(100)
私 立	176(12)	655(45)	143(10)	197(14)	169(12)	91(6)	21(1)		1,452(100)
計	203(9)	1,013(46)	259(12)	320(15)	233(11)	116(5)	22(1)	23(1)	2,189(100)

注 ()内は構成比

3. 保母の労働条件

(1) 所定労働時間

保母の1週間当りの所定労働時間をみると次表のとおりである。

第5表 週間所定労働時間別事業場数及び構成比

施設及び 設置主体別	所定労働時間 4 4時間 未 満	4 4時間～ 4 8時間 未 満	4 8時間～ 5 4時間 未 満	5 4時間 以 上	不 明	計
養 護 施 設	3 (3)	15 (17)	23 (26)	35 (40)	11 (13)	87 (100)
精 神 薄 弱 児 施 設	2 (4)	20 (36)	17 (30)	11 (20)	6 (11)	56 (100)
療 育 施 設	5 (16)	13 (41)	10 (31)	2 (6)	2 (6)	32 (100)
重 症 心 身 障 害 児 施 設	2 (22)	5 (56)	1 (11)	1 (11)		9 (100)
公 立	6 (10)	36 (58)	11 (18)	4 (6)	5 (8)	62 (100)
私 立	6 (5)	17 (14)	40 (33)	45 (37)	14 (11)	122 (100)
計	12 (7)	53 (29)	51 (28)	49 (27)	19 (10)	184 (100)

注 ()内は構成比

特殊教育施設に比べて所定労働時間が長くなっており、特に所定労働時間が54時間を超える時間を定めている事業場及び週間の所定労働時間を定めていない事業場が目立った。

(2) 勤務体制

児童福祉施設に勤務する保母の勤務態様は、特殊教育施設の寮母の場合と同様、その内容が多岐にわたり、分類が極めて困難であるが、この調査では、1日を2又は3勤務に分け、それぞれ異なる保母が交替で勤務するものを交替制とし、児童と起居を共にしているもの及び昼間の勤務に引き続き夜間も勤務し、夜間は、仮眠又は就眠できる、いわゆる断続的勤務を宿直制として分類すると次表のとおりである。

第6表 勤務体制別事業場数及び構成比

施設及び設置主体	勤務体制	夜 勤 あ り		日 勤 の み	計
		交 替 制	日 勤 ・ 宿 直 制		
養 護 施 設		6 (7)	7 9 (91)	2 (2)	8 7 (100)
精 神 薄 弱 児 施 設		4 (7)	5 1 (91)	1 (2)	5 6 (100)
療 育 施 設		5 (16)	1 9 (59)	8 (25)	3 2 (100)
重 症 心 身 障 害 児 施 設		7 (78)	1 (11)	1 (11)	9 (100)
公 立		4 (6)	4 9 (79)	9 (15)	6 2 (100)
私 立		1 8 (15)	1 0 1 (83)	3 (2)	1 2 2 (100)
計		2 2 (12)	1 5 0 (82)	1 2 (7)	1 8 4 (100)

注 ()内は構成比

(3) 就 業 規 則

私立の施設における就業規則の有無別をみると次表のとおりである。

第7表 私立施設における就業規則の有無別事業場数及び構成比

施設別	区 分	有	無	備付義務なし (労働者10人以下)	計
養 護 施 設		5 5 (82)	9 (13)	3 (4)	6 7 (100)
精 神 薄 弱 児 施 設		2 7 (84)	5 (16)		3 2 (100)
療 育 施 設		1 5 (94)	1 (6)		1 6 (100)
重症心身障害児施設		5 (71)	2 (29)		7 (100)
計		1 0 2 (84)	1 7 (14)	3 (2)	1 2 2 (100)

注 ()内は構成比

(4) 宿 日 直 許 可 の 有 無

宿直制を採用しているとみられる150事業場について宿日直許可の取得状況をみると次表のとおりである。

第8表 宿日直許可の有無別事業場数及び構成比

施設別 宿日直許可	有	無	計
養 護 施 設	4 1 (5 2)	3 8 (4 8)	7 9 (1 0 0)
精 神 薄 弱 児 施 設	2 5 (4 9)	2 6 (5 1)	5 1 (1 0 0)
療 育 施 設	1 2 (6 3)	7 (3 7)	1 9 (1 0 0)
重症心身障害児施設	1 (1 0 0)		1 (1 0 0)
計	7 9 (5 3)	7 1 (4 7)	1 5 0 (1 0 0)

注 ()内は構成比

(5) 時間外労働

事業場単位で保母の所定労働時間を超える時間外労働の有無及び時間外労働のある事業場における保母の月間平均時間外労働時間、並びに月間で最も時間外労働時間の多い者の時間外労働時間についてみると次表のとおりである。

第9表 時間外労働の有無別及び時間外労働時間別事業場数及び構成比

時間外労働 施設及び 設置主体別	無	有	平均時間外労働時間			最高時間外労働時間				計			
			10時間 以内	11～ 25時間	26～ 50時間	51時間 以上	不明	10時間 以内	11～ 25時間		26～ 50時間	51時間 以上	不明
養護施設	25(29)	62(71)	24(28)	16(18)	7(8)	2(2)	13(15)	16(18)	22(25)	9(10)	2(2)	13(15)	37(100)
精神薄弱児 施設	27(48)	29(52)	13(23)	8(14)	3(5)	1(2)	4(7)	9(16)	10(18)	5(9)	1(2)	4(7)	56(100)
療育施設	12(33)	20(63)	12(38)	4(13)	4(13)			10(31)	5(16)	4(13)	1(3)		32(100)
重症心身 障害児施設	7(78)	2(22)	1(11)	1(11)				1(11)	1(11)				9(100)
公立	22(35)	40(65)	20(32)	10(16)	8(13)	2(3)		16(26)	14(23)	7(11)	3(5)		62(100)
私立	49(40)	73(60)	30(25)	19(16)	6(5)	1(1)	17(14)	20(16)	24(20)	11(9)	1(1)	17(14)	122(100)
計	71(39)	113(61)	50(27)	29(16)	14(8)	3(2)	17(9)	36(20)	38(21)	18(10)	4(2)	17(9)	184(100)

注 ()内は構成比

なお、所定労働時間を週54時間を超える時間、例えば100時間等と定め、時間外労働なしとして取扱っている事業場が数件みられた。

(6) 休 日 労 働

事業場単位で保母の休日労働の有無及び休日労働のある事業場における保母1人当りの月間平均休日労働日数並びに最多休日労働者の休日労働日数をみると次表のとおりである。

第10表 休日労働の有無別及び休日労働日数別事業場数及び構成比

休日労働 施設及び 設置主体別	無	有	平均休日労働日数					最高休日労働日数					計
			1日	2日	3日	4日以上	不明	1日	2日	3日	4日以上	不明	
養護施設	66(76)	21(24)	9(10)	2(2)	3(3)	4(5)	3(3)	6(7)	3(3)	3(3)	6(7)	3(3)	87(100)
精神薄弱児 施設	40(71)	16(29)	10(18)	1(2)		1(2)	4(7)	8(14)	3(5)		1(2)	4(7)	56(100)
療育施設	19(59)	13(41)	6(19)	2(6)	1(3)	1(3)	3(9)	6(19)	2(6)	1(3)	1(3)	3(9)	32(100)
重症心身 障害児施設	8(89)	1(11)	1(11)						1(11)				9(100)
公 立	41(66)	21(34)	16(26)	2(3)	1(2)	2(3)		13(21)	4(6)	2(3)	2(3)		62(100)
私 立	92(75)	30(25)	10(8)	3(2)	3(2)	4(3)	10(8)	7(6)	5(4)	2(2)	6(5)	10(8)	122(100)
計	133(72)	51(28)	26(14)	5(3)	4(2)	6(3)	10(5)	20(11)	9(5)	4(2)	8(4)	10(5)	184(100)

注 ()内は構成比

休日労働４日以上という事業場は、保母が児童と起居を共にしている場合が多い。なお、休日扱いとしている場合であっても、午前零時から午後１２時まで連続２４時間の休業が与えられていないものも見受けられた。

(7) 夜勤従事者の割合

保母のうち、宿直勤務をも含め夜勤に従事する者の保母全体に占める割合を事業場単位でみると次表のとおりである。

第１１表 保母のうち夜勤に従事する者の占める割合別事業場数及び構成比

施設及び 設置主体別	割合	夜勤 なし	１～ １９%	２０～ ３９%	４０～ ５９%	６０～ ７９%	８０～ ９９%	１００%	計
養護施設		２(２)	１(１)	４(５)	５(６)	１１(１３)	１０(１１)	５４(６２)	８７(１００)
精神薄弱児 施設		１(２)		２(４)		１(２)	７(１３)	４５(８０)	５６(１００)
養育施設		８(２５)				１０(３１)	３(９)	１１(３４)	３２(１００)
重症心身障害児 施設		１(１１)			１(１１)	１(１１)	１(１１)	５(５６)	９(１００)
公立		９(１５)		５(８)		５(８)	９(１５)	３４(５５)	６２(１００)
私立		３(２)	１(１)	１(１)	６(５)	１８(１５)	１２(１０)	８１(６６)	１２２(１００)
計		１２(７)	１(１)	６(３)	６(３)	２３(１３)	２１(１１)	１１５(６３)	１８４(１００)

注 ()内は構成比

(8) 宿直勤務

(i) 宿直回数

宿直制を採用しているとみられる１５０事業場について事業場単位で保母の月間平均宿直回数及び宿直回数の最も多い者の宿直回数についてみると次表のとおりである。

第12表 月間宿直回数別事業場数及び構成比

宿直回数 施設及び 設置主体別		平均宿直回数				最高宿直回数				計	
		4回以下	5～8回	9～12回	13回以上	不明	4回以下	5～8回	9～12回		13回以上
養護施設	設	22(28)	30(38)	6(8)	20(25)	1(1)	13(16)	31(39)	10(13)	24(30)	79(100)
精神薄弱施設	児設	18(35)	27(53)	3(6)	2(4)	1(2)	11(22)	29(57)	8(16)	2(4)	51(100)
療育施設	設	7(37)	8(42)	2(11)	1(5)	1(5)	2(11)	12(63)	3(16)	1(5)	19(100)
重症心身障害児施設	身設		1(100)					1(100)			1(100)
公立	立	9(18)	32(65)	5(10)	2(4)	1(2)	3(6)	31(63)	11(22)	3(6)	49(100)
私立	立	38(38)	34(34)	6(6)	21(21)	2(2)	23(23)	42(42)	10(10)	24(24)	101(100)
計	計	47(31)	66(44)	11(7)	23(15)	3(2)	26(17)	73(49)	21(14)	27(18)	150(100)

注 ()内は構成比

(ロ) 宿直明けの取扱い

宿直勤務従事者に対し、翌日の勤務を免除しているか否かについて事業場単位でみると次表のとおりである。

第13表 宿直明けの取扱い別事業場数及び構成比

施設及び 設置主体別	勤務免除 な し	勤務免除あり			計
		1 日	半 日	その他	
養 護 施 設	46 (58)	9 (11)	10 (13)	14 (18)	79 (100)
精 神 薄 弱 児 設	16 (31)	9 (18)	17 (33)	9 (18)	51 (100)
療 育 施 設	10 (53)	4 (21)	4 (21)	1 (5)	19 (100)
重 症 心 身 障 害 児 設	1 (100)				1 (100)
公 立	17 (35)	13 (27)	13 (27)	6 (12)	49 (100)
私 立	56 (55)	9 (9)	18 (18)	18 (18)	101 (100)
計	73 (49)	22 (15)	31 (21)	24 (16)	150 (100)

注 ()内は構成比

(ハ) 宿 直 手 当

宿直勤務者に対し支払われる手当についてみると次表のとおりである。

第14表 宿直手当支給実態別事業場数及び構成比

施設及び 設置主体別	宿直手当 定 額			時間外 手 当	その他	不支給	計
	500円 未 満	500円～ 999円	1,000円 以 上				
養 護 施 設	43 (54)	25 (32)	1 (1)	3 (4)	2 (3)	5 (6)	79 (100)
精 神 薄 弱 児 設	16 (31)	28 (55)	2 (4)	2 (4)	1 (2)	2 (4)	51 (100)
療 育 施 設	6 (32)	9 (47)		1 (5)	1 (5)	2 (10)	19 (100)
重 症 心 身 障 害 児 設		1 (100)					1 (100)
公 立	11 (22)	28 (57)	2 (4)	4 (8)	2 (4)	2 (4)	49 (100)
私 立	54 (53)	35 (35)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	7 (7)	101 (100)
計	65 (43)	63 (42)	3 (2)	6 (4)	4 (3)	9 (6)	150 (100)

注 ()内は構成比

(9) 保母の賃金

保母の賃金支給額を学歴別、勤続年数別に事業場単位でとらえ、平均額を計算した結果、次表のとおりである。

第15表 学歴別、勤続年数別賃金支給額

(単位：円)

学歴、公私立別	初任給	勤続5年	勤続10年	初任給最高	初任給最低
高 校 卒	26,350	33,993	42,708	39,000	16,300
(公 立	28,088(100)	34,106(100)	44,083(100)		
(私 立	25,663(91)	33,937(100)	41,918(95)		
短 大 卒	29,691	37,481	47,842	50,000	18,400
(公 立	31,212(100)	39,696(100)	50,982(100)		
(私 立	28,875(93)	35,751(90)	44,916(88)		
大 卒	33,743	42,903	54,305	56,000	18,400
(公 立	35,966(100)	45,459(100)	57,923(100)		
(私 立	32,595(91)	41,151(91)	51,139(88)		

()内は公立と私立の賃金格差

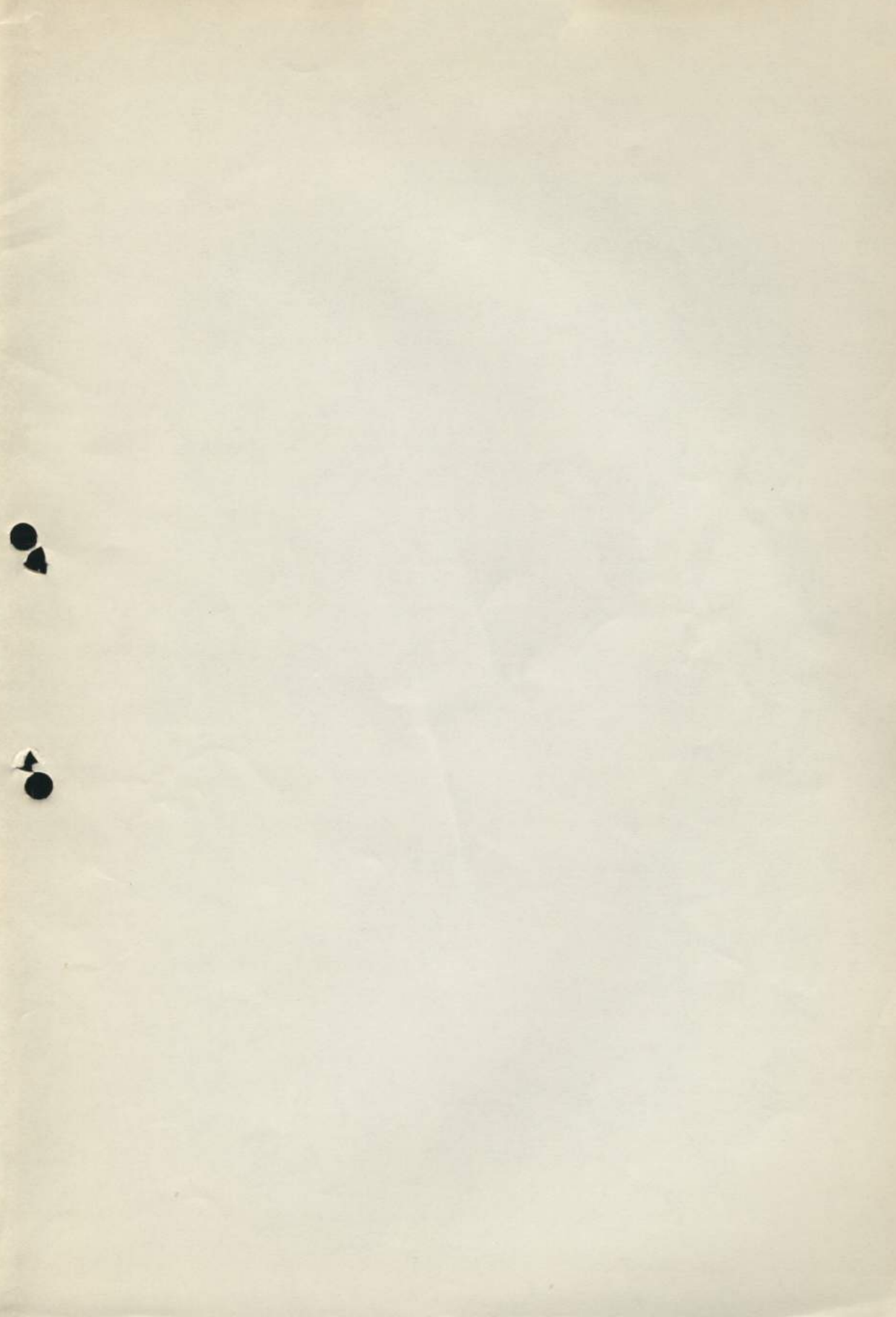
4. 調査員所見の抜粋

- 県給与規定の適用に関して、施設の看護婦と保母は、仕事がほとんど同じであるにもかかわらず、短大卒の保母が准看より賃金が低く、労務管理上考慮すべき点があるように思った。(肢体不自由児施設)
- 根本的に現実の保母の労働過重を緩和するためには、保母の定数の引上げと専門職としての地位の確立が実現されねばならないと思う。宿日直許可については、趣旨が徹底していない傾向があるのではないか。(養護施設)
- 住込者は、休憩とも労働ともとれる時間があり、その区分があいまいである。賃金については、初任給から3年位は定昇できるが、それ以上は予算的に困難な事情があるようで、定期昇給、退職金制度等労働条件の確立が望まれる。(養護施設)
- 家庭に問題がある特殊な者が対象であるため、家庭からのバックアップは得られず、関係機関等に対する立場が弱いので、要求もなかなか通らないそうで、こうした施設の職員に対し、周囲の理解の必要性を痛感した。(養護施設)
- 国の基準は、年次休暇を考慮に入れていないところに問題があるのではないか。女子を必要とする職場には、育児休職制の必要性を感じた。(精神薄弱児施設)
- 最近収容児が重症化する傾向にあるため、今の最低基準では、保母の労働が余りにも過重である。所定休日については、夜勤明けの勤務猶予と休日を混同しているようなので、これは改善の要ありと思われる。(精神薄弱児施設)
- 腰痛を訴える保母もある。現在2名が入院、2名が通院加療中で、

退職者も出ている。

(精神薄弱児施設)

- 私立の場合、初任給は県職員と同じであるが、5～6年で頭うちとなる。これは収容児が措置費該当児であるため、国・県の支給する予算以外に収入のないところから、やむを得ないと理事長は云っている。この予算面から考えると、職員の勤続年数を短くし、新陳代謝を激しくせざるをえないことになるが、人手不足、とくにベテラン保母の確保に問題を生ずることになる。表面に現われないこの問題こそ重要ではないかと思う。(精神薄弱児施設)
- 児童の排便1日6回、入浴2回、ベッドから遊戯室へ朝晩2回、訓練所に連れていく、椅子に腰かけさせる、ベッドに移す等の作業を主として保母が行っており、体重平均20Kgの児童を1日に何回も運ばなければならず、腰痛を訴えるものが多い。(重症心身障害児施設)
- 保母の資格者でも、採用時は看護助手として取扱っている。これは、保母職より看護職の初任給の方が高いためで、保母職を専門職として地位を向上させる必要がある。(重症心身障害児施設)



1892

THE NEW YORK PUBLIC LIBRARY

ASTOR LENOX TILDEN FOUNDATION

500 FIFTH AVENUE NEW YORK CITY

1892

THE NEW YORK PUBLIC LIBRARY

ASTOR LENOX TILDEN FOUNDATION

500 FIFTH AVENUE NEW YORK CITY

1892

THE NEW YORK PUBLIC LIBRARY

ASTOR LENOX TILDEN FOUNDATION

500 FIFTH AVENUE NEW YORK CITY

1892

THE NEW YORK PUBLIC LIBRARY

ASTOR LENOX TILDEN FOUNDATION

500 FIFTH AVENUE NEW YORK CITY

1892